

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	特定行為に係る看護師の研修制度の創設	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	保健師助産師看護師法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					※
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					※
【課題の説明】							

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の目的、内容及び必要性に係る補足説明》

○ 当省の照会

規制の内容について、「厚生労働大臣は、研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定研修機関に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定研修機関に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとします。」と記載しているが、厚生労働大臣による報告徴収や立入検査に応じなかった指定研修機関に、罰則が科されることについて、記載されていないため、説明が不十分である。

○ 厚生労働省の説明

指定研修機関が厚生労働大臣による報告徴収や立入検査を拒んだとき等について、罰則（30万円以下の罰金）が科せられます。

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

○ 厚生労働省の説明

本規制により、手順書により特定行為を行う看護師にとっては、研修の受講義務という費用が発生しますが、研修の受講は能力の向上に資するものであり、看護師本人にとって一定のメリットがあるものです。

また、指定研修機関にとっては、厚生労働大臣から報告徴収や立入検査を受ける可能性があるという費用が発生しますが、報告徴収や立入検査は、研修を適正に行っていない疑いがある場合にのみ実施されることになるため、事実上、大きな負担にはならないものと考えます。

一方、医療安全の確保や在宅医療を担う看護師の育成を図ることができるとともに、研修の適正な運営を担保することができる便益は非常に大きく、便益が費用を正当化できるものと考えています。

《レビューを行う時期又は条件に係る補足説明》

○ 当省の照会

レビューを行う時期又は条件について、「この制度が施行された後、研修を修了した看護師がどのような医療現場で活動しているのかを含め、制度を設けたことによる医療現場の変化の状況等を把握した上で、特定行為や研修の内容等について検証を行い、必要に応じて本規制の見直しを行います。」と記載しているが、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の附則第2条第4項において

「政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と記載されていることから、本規定に基づいて適切に明示する必要がある。

○ 厚生労働省の説明

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案において、法律の公布後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。